

## 資料1　日本古生物学会が法人化する意義と国内学会の法人化の経緯について

### 1. 日本古生物学会が法人化する意義について

法人化検討委員会では、法人化について最近の元会長の皆様からご意見を伺いました。その中から以下のご意見をいただきましたので参考までに付記します。

「日本古生物学会は「同好会」のようなものであり、今後もそれで構わない、と考えるのであれば法人化する必要はないと思われます。一方で古生物学が、少なくとも究極的には、人類の役に立つ学問であり、その推進は社会貢献であると考えるのであれば、日本古生物学会が法人格を持って社会貢献の活動をすることは当たり前のことだと思われます。特に、古生物学は、地球科学と生物科学の結節点、そして自然科学と自然史科学の結節点にあり、それら両者をつなぐ重要な役割を潜在的に担っています。また、今回のAPC2の開催等を通して、日本古生物学会は、中国古生物学会やアジア諸国の古生物学者の組織と良好な関係を構築しました。今後これらのつながりを起点に、さらなる国際化を進め、世界でも一目置かれる存在になることが期待されます。」

法人化検討委員会では、今後、古生物学会の設立目的である「古生物学及びこれに関係ある諸科学の進歩及び普及をはかる」という理念のもと、学会を永続的に運営していくためにも、社会的信用を得て、学術団体としての立ち位置を確実にすることで、学会会員・化石友の会会員（以下、会員）にとって安心できる運営をしなければならないと思っています。そのやり方の一つが法人化であり、今回、会員の皆様にも法人化について考えていただく機会とさせていただきたく思います。

### 2. 国内学協会の法人化の経緯について

#### 2. 1. 学協会等の法人化への経緯

2008年に公益法人制度改革関連3法案「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立しました。当時すでに公益法人あるいは社団法人であった学会は、3法案施行開始から5年以内に公益社団法人か一般社団法人への移行を義務化されました。日本学術会議は2013年3月に報告した「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査結果」の附記文書として、法人格を取得していない学会に対して、可及的速やかに法人格を取得することを勧めています。2017年度時点、日本学術会議の協力学術研究団体総数2,018のうち、法人団体の割合は31.25%と高くないのですが、分野別みると生命科学系は約4割、理学工学系は約5.5割と人文社会学系以外の学協会の約半分が法人格を取得しています。こうした他学会の動向を参考にしながら、本学会も法人化の検討を開始しました。

2021・2022年度将来計画委員会財務・法人化分科会が設置され、法人化の意義やメリッ

ト・デメリット、費用などの検討、法律の専門家との意見交換を実施しました。その結果、日本古生物学会が一般社団法人に法人化する意義は大きく、現在の体制を大きく変える事なく法人化できることを 2021・2022 年度第 5 回定例評議員会において提言しました。それを見て、2023 年度に法人化検討委員会が設置されました。

## 2. 2. 非営利の法人の種類

一般に非営利で公益性のある学会の法人として、公益社団法人、NPO 法人、一般社団法人の 3 つがあります。公益社団法人は数千～数万人という大規模な学会に多く、公益性が求められ、NPO 法人と一般社団法人は数千人以下と規模が小さく自由度があります。

- ・公益社団法人は公益事業を行うことが前提で、登記後の行政庁の認定、監視下におかれることで制約が多くなります。税制上は一般社団法人よりも優遇されるため、一般社団法人から公益社団法人を目指す学会も多いです。
- ・NPO 法人はかつて登録の簡便さもありましたが、その後の法律改正により、最近は一般社団法人に法人化する学会がほとんどになりました。その理由として、NPO 法人は「特定非営利活動促進法」で定められた 20 種類の分野の事業制約があり、所轄庁（自治体）の認定（約半年かかる）が必要となります。事業報告書や活動計算書の公開が義務となっており、収支決算や報告作業などの作業が煩雑となり、行政庁からの指導を受けます。
- ・一般社団法人は NPO 法人よりも事業の自由度があり、会計などの事務作業の煩雑さも少なく、登録申請も簡便（1 ヶ月弱）となっています。

日本古生物学会では、会員規模や活動の自由度の大きさなどの理由から、非営利の一般社団法人を目指すのが適当と考えています。

## 資料2 一般社団法人と任意団体の比較

項目	任意団体のまま	一般社団法人のメリット	一般社団法人のデメリット
社会的信用と存在意義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法的な裏付けはない</li> <li>・科研費申請等で法人格の有無を問われる可能性がある</li> <li>・海外送金手続きがやりづらい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法規に基づくことで社会的信用の向上や会員からの信頼が期待される</li> <li>・学術団体としての公的な扱いに不安がなくなる</li> <li>・省庁などに意見を出す際の信頼性が上がる</li> </ul>	
会長の責任や契約、資産などの扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学会業務の責任を会長が個人で負うリスクが大きい</li> <li>・役員選挙後の銀行口座の登録情報変更など手続きが煩雑*1</li> <li>・資産等は会長個人名義とみなされる（課税対象となる可能性あり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学会業務を法人名で行える</li> <li>・法人名で銀行口座がもてる</li> <li>・法人名で資産運用ができる</li> <li>・法人名で契約ができる</li> <li>・口座や契約変更時の手続きが大幅に簡略化される</li> </ul>	
補助金など	受け難い	受けやすい*2	
運営上の手続き	学会の規則に則る	法律に則るため、透明化される	

\*1 会長と事務局が銀行等で立ち会う、必要書類が多いなど、法人に比べて煩雑で時間がかかる作業が極端に多い。

\*2 国や都からの補助金（不定期）を受けやすい。とくに2020年はコロナ禍ということもあり、法人であれば100万円以上の補助を受けることができる可能性がありました。

項目	任意団体のまま	一般社団法人のメリット	一般社団法人のデメリット *3
法人化にあたり発生する作業と費用			<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記費用等（約11万円）</li> <li>・税理士、司法書士、定款作成費用（約35万円）</li> <li>・規則変更</li> </ul>
役員手続き	・日本学術会議への変更届		・登録変更の手続き費用（約2万円）
税金等年間費用	・非課税		・法人住民税（7万円/年）
事務局の作業量*4	・変わらない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行口座変更の事務手続きの円滑化</li> <li>・外国送金の手続きの円滑化</li> </ul>	・増える作業もあるが量としては少ない

\*3 法人化にあたっての初期費用と年間かかる費用が新たに発生しますが、会費を上げるほどの費用ではありません。

\*4 法人化することで作業量の増減がありますが、古生物学会は事務局を国際文献社に委託しているため、会員への影響はありません。

### 資料3 一般社団法人化についてのQ&A

#### ●法人化の意義、メリット、デメリット

Q：古生物学研究を推進する学会として、法人になる意義は何でしょうか？

A：現在の日本古生物学会は法人格のない「同好会」のようなものであり、今後もそれで構わない、と考えるのであれば法人化する必要はありません。一方、古生物学が、少なくとも究極的には人類の役に立つ学問であり、その推進は社会貢献であると考えるのであれば、日本古生物学会が法人格を持って社会貢献の活動をする必要があると考えられます。さらに、アジア古生物学会議（APC）の開催などを通して構築された、中国古生物学会やアジア諸国 の古生物学関連組織との良好な関係をさらに発展させ、世界でも一目置かれる存在となるためには、法人格を持ち、法的に認められた団体として活動していくことが大きな意義と言えます。

Q：法人化のメリットは何でしょうか？

A：社会的信用度が高まります。本会が社会に向けた情報や意見を発信していく場合、高い信用度で受け取られるようになります。また、政府や自治体からの助成などを受けやすくなります。

任意団体では対外的な契約行為を会長個人名で行わなければなりません。例えば、これまで銀行口座の開設は会長の個人名義で行ってきました。会長が交代するたびに新規に契約を締結し直したり、銀行窓口に出向いて身元確認を受けたりするなどの煩雑な手続きをしていますが、法人化するとそのような手続きが不要になります。対外的なトラブルが発生すると、会長に責任がすべて負わされることになる場合もあり、大きなりスクになります。一方、法人化することで団体名での契約、雇用、貸借などの法律行為が可能となります。法人化することで、学会名義で資産を持つことが可能となり、学会が行う行為などが法に則った運営になります。法人になって信用度が上がると、銀行や郵便局での送金手続きなども簡便に行なえます。また、公益法人会計基準に準拠して透明性の高い会計処理を行えるので、社会的信用が高まります。

Q：法人化のデメリットはありますか？

A：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に従って運営をすることになり、法律の規制を受け、各種報告義務などが増えるのはデメリットと言えますが、法に則った信頼度の高い学会運営と捉えることもできます。法人化しても、学会の運営業務や体制、会員の参加や会費などを大きく変更する必要はありません。

運営にあたって事務作業量や会計業務の増加は見込まれます。また、法人税などの運営費用がかかります。しかし、これらの費用は少額であり、会費を上げるなどの必要はなく、透明性の高い運営を行う上での必要経費と考えています。また、事務作業量の増減があります

が、古生物学会は事務局を国際文献社に委託しているため、会員への影響はありません。

### ●法人化で変わること、変わらないこと

Q：法人化することで変わることは？

A：「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に従うため、内部組織の名称が変わる場合があります。「社員」、「社員総会」、「理事」、「代表理事」などの名称が使われるようになります。体制によって、現在の組織の名称がどれに相当するかは今後の議論によります。

Q：法人化しても変わらないことは？会員サービスに変化はありますか？

A：役員の名称や委員会の組織、会計業務など運営側で変わることもありますが、会員の権利、年会費、年会や例会、学会誌などの会員サービスはほぼ現状と変わらずに運営でき、会員の皆様への変化はほとんどないのでご安心ください。

Q：会員制度が変わることはありますか？

A：一般社団法人になってもほぼ同じ会員制度で運営できるため、種別も会費も含めて変更は考えていません。一方で、賛助会員が総会に参加できていましたが、法人化すると社員総会には参加できなくなります。化石友の会の会員についても、会員制度や活動内容を変更しないかたちで法人化を進めるように考えています。

### ●運営体制について（資料4もご参照ください）

Q：役員選挙は変わりますか？

A：定款で定めれば、選挙は必ずしも立候補が必要ではありません。評議員の中から役員を互選や推薦で選ぶことも定款や規則で決めれば問題ありません。現在のように、特別会員が評議員の被選挙権を持つことを定款に定め、評議員を特別会員から選出し、評議員から常務委員を選出するやり方は定款で定めれば問題ありません。ただし、現状では会長は特別会員から選出し、評議員が選挙して決定していますが、法人化すると、会長は理事から選出すると決まっているため、若干の変更は必要となります。

Q：運営体制は変わりますか？

A：一般社団法人は、法律によって定められた団体であり、任意団体である日本古生物学会との組織や体制、組織、役割の名称などの違いがあります。一般社団法人では、意思決定機関である社員総会における「社員」の位置づけの違いで、体制が2通りに分けられます。会員の代表として選ばれた代議員を社員とする代議員制をとる体制と、会員全員を社員とする、代議員制をとらない体制です。古生物学会が一般社団法人を目指す場合は、代議員制をとらない体制であればスムーズに移行できることがわかっています。

Q：総会の形態は変わりますか？

A：法人化すると「社員総会」となります。代議員制をとる場合は代議員が社員となり、代議員制をとらない場合は会員が社員となります。そのため、前者の総会の規模は小さくなり、後者は現在の学会と変わらない規模で総会が運営できます。

Q：総会の成立条件は変わりますか？

A：成立条件について、法律では原則2分の1とありますが、10分の1など別途定款で定めることができます。委任状も使用できます。

#### ●収益について

Q：収益があがる可能性のある事業をどこまで実施できますか？（学会誌や学会ウェブサイトへの広告収入、学術会議の開催、書籍販売、グッズ販売、講演、監修など）

A：学会はみなしほうじんという扱いになります。学会の事業は基本的に公益目的事業として扱われます。利益が上がった場合でも非営利なので再配分しなくても大丈夫です。

#### ●税金や手続きについて

Q：任意団体と法人では、納税義務の違いはありますか？

A：法人では法人税の支払いが必要となります。講師やアルバイトの謝金等については課税対象なので源泉税を納付しますが、これは任意団体も法人も変わりません。

Q：銀行口座の管理や国内外への送金などで、現在の会計処理と大きく変わる点はありますか？

A：口座の管理や海外送金は法人格を持っているほうが簡単にできます。口座の名義変更においては登記簿の提出ですみ、会長の個人情報の提出は不要になります。

#### ●法人化の進め方について

Q：法人化に向けて、今後はどのような進め方になりますか？

A：今回を端緒に会員の皆様へのメッセージを提示し、会員の皆様からご意見などを頂戴してさらに検討を進めます。そして、法人化検討委員会、常務委員会、評議員会において法人化への方針が承認されると、会員総会で法人化の可否を諮ります。総会での承認が得られると、定款の作成や委員会や選挙などの規則改訂を進めます。学会にとって法人化は大きな事業の転換となるため、拙速とならないように会員の皆様と十分な議論の上、法人化の作業を進めたいと思います。会員の皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

Q：一般社団として法人化した後、任意団体に戻すことができますか？

A：手続きとしてはできます。法人を止める？ときの財産は、学会本部(法人)から出資者（学

会)に戻すことができます。公益法人の場合は国に寄付するためもどってきません。

### ●化石友の会について

Q：古生物学会が法人化することで、化石友の会の活動が変わることはありますか？

A：化石友の会は古生物学会の中の一組織なので、学会が法人化すれば法人の一組織になります。古生物学会の運営体制、会費や会員制度を変えずに法人化できることがわかっていますので、友の会の活動も変化なく継続できます。引き続き年会費を支払ってもらうことで、これまで通りの年会・例会への参加や和文誌「化石」の購読が可能です。

### ●アンケートでいただいたご質問への回答

Q：会費は値上がりするのでしょうか？

A：会費を値上げせずに法人化する方向で検討しています。

Q：一般社団法人化した場合、求人活動は行いますか？

A：求人の予定はありません。

Q：法人化することで学会本部の仕事量が多くなると、今後の学会運営に支障をきたすのではないかでしょうか？

A：増える作業もありますが、古生物学会は事務局を外部委託しているので大きな影響はありません。また、法人名義での契約、雇用、貸借などの法律行為が可能となりますので、全体的に業務は簡略化されます。

また、業務の集中を避けるべく、2年前に評議員の人数を増やし、一人あたりの業務量を減らすことが、総会で採択され、実行されています。

(詳しくは本資料の1～2ページの「Q：法人化のメリットは何でしょうか？」と「Q：法人化のデメリットはありますか？」をご参照ください。)

Q：事務局を企業に委託していますが、法人化にともない、委託費が増えるのではないですか。また、会費は値上がりするのでしょうか？

A：法人法に則った会計・庶務業務が発生するため国際文献社への委託費と毎年の法人税関係などで、年間約40万円の支出が増加します。しかし、現在の古生物学会の年間収支約170万円(過去6年間の平均)に対し、委託費の増加分は会費を値上げするほどではないと考えています。

Q：意思決定機関である役員会などで多様な意見が反映されないことがないように、役員を罷免できる制度があったほうがよいのではないかでしょうか？

A: 代議員制をとらない法人では、社員総会はこれまでの会員総会にすることも可能なため、会員の皆様からのご意見は従来通り受け付けることができます。また、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の第70条において、社員総会の決議によって役員を解任する手続きが定まっています。

Q: 法人化した学会の実態や法人化しない方針の他学会も検討してほしいです。

A: 今回の資料には含めていませんが他学会の様子も調査しています。すでに法人化した学会は、会員に安心して学会活動をしてもらうために、法に定められた法人として社会的な信用を得て運営することを選択したという考え方のようです。法人化することで選挙や執行体制が変わりますが、一般の会員の皆様が活動するにあたって変化はあまり感じられないようで、つまり、法人化が問題なく受け入れられているものと思われます。一方、法人化しない学会は、その学会の規模（小規模であることが多い）に見合った法人に移行する事務作業量や会費値上げの可能性などの費用対効果を重視しており、法人化の検討が進んでいないようです。

Q: 法人化することでの「社会的信用」が実社会において、何に寄与することなのかが分かりません。法人化が意義あることであるならば、なぜもっと早く移行しなかったのか？理由を教えてほしいです。

A: 近年、任意団体であるが故に、金融機関の手続きが煩雑にさらに時間がかかるように変わってきました。とある学会では、都市銀行や郵便局に口座開設する際に任意団体という理由で社会的な信用が得られずに断られたという実例もあります。任意団体であることで学会運営に影響が出始めていることは事実です。

今後何らかの提言を社会に対して行う場合、法人格をもっておいた方が説得力が増します。

Q: 一般社団法人の理事会は本人出席が必須（委任状出席は不可）という説明がありました。従来の常務委員会や評議員会が理事会に代わるものだとすると、そこでの柔軟性（委任状出席）が確保されるかどうかが気になります。

A: 理事会は委任状が使用できないため、オンライン出席できるようにする、欠席者への事前説明などの対応をするつもりです。

Q: 認定NPO法人に個人が寄付を行った場合、寄付控除の対象になるかと思います。NPO法人であれば寄付を検討する方も増え、より安定した運営に繋がるのかなとも感じました。

A: 認定NPO法人に寄付された方は、確定申告によって寄付金控除を受けることができます。ただし、NPO法人は「特定非営利活動促進法」で定められた20種類の分野の事業制約があり、所轄庁（自治体）の認定に時間がかかる（約半年かかる）、事業報告書や活動

計算書の公開が義務であるため収支決算や報告作業などの作業が煩雑となること、行政庁からの指導を受けることになります。寄付金の受け入れが増加したとしても、業務量の増大による運営への悪影響が予想されます。

### ●オンライン説明会でいただいたご質問への回答

Q：法人化について、高知年会の総会ではどこまで決定するのでしょうか

A：法人の成立まで段階的に総会での承認をとっていますが、法人化することと法人が成立した後の任意団体の学会の解散について、高知年会の総会で提案予定です。来年（予定）の総会では定款や規則について、再来年（予定）は任意団体解散、資産移譲、事業継承の手続きと法人化の正式決定について提案予定です。

Q：化石友の会の位置付けはどうなる？

A：化石友の会は古生物学会の中の一組織なので、学会が法人化すれば法人の一組織になります。古生物学会の運営体制、会費や会員制度を変えずに法人化できることがわかっていますので、友の会の活動も変化なく継続できます。引き続き年会費を支払ってもらうことで、これまで通りの年会・例会への参加や和文誌「化石」の購読が可能です。また、社員としての位置付けにはならないため、社員総会での発言権がないこともこれまで通りです。

Q：法人化することでの財政面への影響はないのでしょうか。将来的に英文誌 Paleontological Research(PR)をオープンアクセス化することで BioOne からの購読料がなくなるますが大丈夫でしょうか？

A：法人法に則った会計・庶務業務が発生するため国際文献社への委託費と毎年の法人税関係などで、年間約 40 万円の支出が増加すること、また 2026 年から BioOne 購読料収入がなくなります。この場合でも、PR 紙媒体の印刷費や発送費等を削減することで、黒字収入は減少しますが運営に大きな影響はないと考えています。

2024/6/11 Q&A 修正版

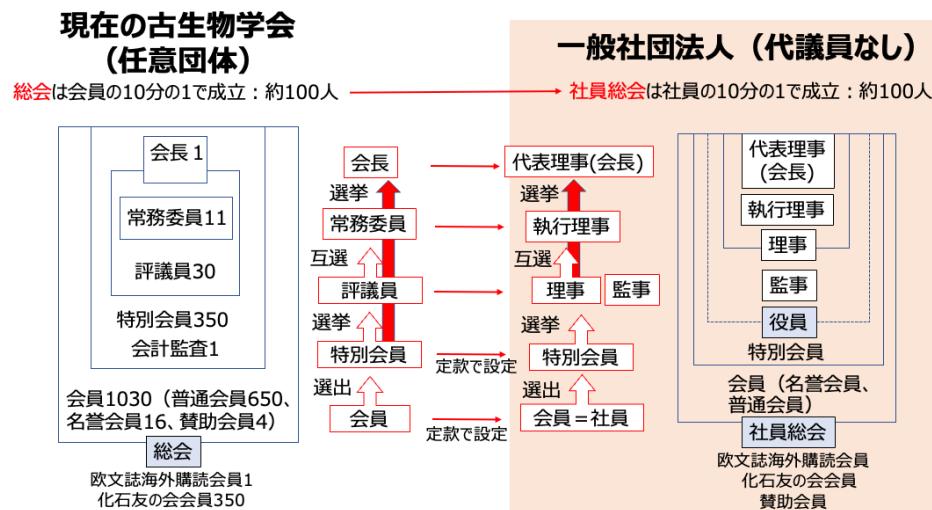
#### 資料4 日本古生物学会の体制が一般社団法人に適合するかの検討

一般社団法人は、法律によって定められた団体であり、任意団体である日本古生物学会との組織や体制、役割の名称などの違いがあります。一般社団法人では、意思決定機関である社員総会における「社員」の位置づけの違いで、体制が2通りに分けられます。会員の代表として選ばれた代議員を社員とする代議員制をとる体制と、会員を社員として代議員制をとらない体制です。そこで、代議員制をとる場合ととらない場合で、現在の古生物学会の体制とどのように違うのか、古生物学会が一般社団法人へスムーズに移行できるのかどうかを検討しました。その結果、代議員制をとる場合は、総会は社員総会（今の評議員会）となり、規模が小さくなり、会員の意見が反映されにくくなる可能性があります。一方、代議員制をとらない場合は、現在の学会の体制や総会の成立要件人数はほぼ変わりません。そのため、古生物学会が一般社団法人を目指す場合は、代議員制をとらない体制であればスムーズに移行できるということです。

##### 1) 代議員制をとらない場合（会員を社員にする）

- ・古生物学会での会員と総会は、それぞれ社員と社員総会に相当する。以下、〔 〕内は相当する古生物学会での名称。
- ・社員総会〔総会〕の成立要件は社員〔会員〕の10分の1（約100人）の出席とすることで、現在の総会と同じかたちにできる。
- ・理事〔評議員〕としての被選挙権のある会員として特別会員を定款で設定し、特別会員から理事〔評議員〕を選出する。
- ・理事〔評議員〕から執行理事〔常務委員〕を互選で選出できるため現在と同じ方法にできる。
- ・代表理事〔会長〕は理事〔評議員〕から選出となり、現在の選出法（会長を特別会員から選出し、評議員会で選挙）とは異なる。ただし、これまで評議員以外の特別会員から会長が選出された例はない。

上記のように、代表理事〔会長〕の選出を除き、代議員制をとらない一般社団法人であれば現在の体制をそのまま移行できる。



## 2) 代議員制をとる場合 (代議員を社員とする)

- ・代議員 [評議員] としての被選挙権のある会員として特別会員を定款で設定し、特別会員から代議員 [評議員 30 人] を選出する。
- ・代議員が社員となり、30 人の社員総会 [評議員会] を開催する。総会の規模が現在より小さくなる。
- ・社員総会 [評議員会] の成立要件は、社員の 2 分の 1 (15 人) の出席。
- ・代議員 [評議員] から理事 [常務委員] が選出される (互選でも良い)。
- ・理事 [常務委員] から代表理事 [会長] が選出され、現在の選出方法 (会長を特別会員から選出し、評議員会で選挙) とは異なる。

社員総会 (今の評議員会) は現在の総会より規模が小さいので、多様な会員の意見が学会運営などに反映されにくくなる可能性があります。

